

第 24 回大船渡市農業委員会総会会議録

大船渡市農業委員会

第 24 回大船渡市農業委員会総会会議録

招集者 大船渡市農業委員会会長 藤原 重信
会議日時 令和 4 年 9 月 28 日 午後 2 時 00 分開会
会議場所 大船渡市役所：地階大会議室

議事日程第 1 号

日程第 1 会期の決定
日程第 2 書記及び議事録署名委員の指名
日程第 3 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 4 議案第 2 号 農地法の適用外であることの証明願について

本日の会議に付した事件
～議事日程第 1 号に同じ～

出席委員（農業委員 7 名）

議長	藤原 重信君	1 番	細谷 知成君
4 番	金野たか子君	5 番	古内 嘉博君
6 番	中村 亨 君	8 番	及川 建則君
9 番	熊谷 玲子君		

（農地利用最適化推進委員 9 名）

[大船渡地区]	大船渡地域	佐藤 幾子君	末崎地域	尾形キヨシ君
	赤崎地域	浅野 幸喜君	猪川地域	鈴木 一志君
	立根地域	金 典夫君	日頃市地域	佐藤美智子君
[三陸町地区]	越喜来地域	鈴木 学 君	綾里地域	畑中 圭吾君
	吉浜地域	菊地 久寿君		

遅刻者（0 名）

早退者（0 名）

欠席者（3 名） 2 番 今野八重子委員
7 番 鈴木 力男委員
大船渡地区末崎地域 村上 優司推進委員

事務局出席者

局長補佐 佐々木浩久君 主 事 菅野 由夏君

午後2時00分開会

○議長（藤原重信君） 本日はご出席をいただきましてありがとうございます。定刻になりましたので、これより第24回大船渡市農業委員会総会を開会いたします。

開会にあたりまして一言ご挨拶ということですが、終了後、皆様をお願いすること等もありますので、改めてお話しをさせていただくということで、本日も慎重審議をお願い申し上げ、挨拶に代えたいと思います。

○議長（藤原重信君） 本日出席の農業委員は7名、推進委員は9名であります。欠席の通告のあった農業委員は2番今野八重子農業委員、7番鈴木力男農業委員の2名であります。また、欠席の連絡のあった推進委員は大船渡地区末崎地域村上優司推進委員の1名であります。

次にこれまでの経過と今後の日程について佐々木事務局長補佐より報告をお願いいたします。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） 事務局長の小松が急遽休みとなりましたので、代わりに私の方で報告させていただきます。お手元の資料をご覧いただきたいと思いますが、行事等経過報告及び開催予定、こちらの方を申し上げます。初めに先月開催の第23回総会以降の経過報告であります。8月30日、令和4年度大船渡市農業振興対策協議会、こちらに藤原会長が出席しております。9月14日、令和4年度大船渡市農業まつり第1回実行委員会に古内農政委員長が出席しております。

次に本日以降の行事予定でございます。10月13日、市制施行70周年記念式典が開催されます。案内が農業委員あてに届いていると思います。都合がつく農業委員は、ご出席をお願いいたします。次回の第25回総会は10月28日に開催を予定しておりますので、よろしくをお願いいたします。行事等でご不明な点につきましては事務局までお問い合わせ願います。以上でございます。

○議長（藤原重信君） それでは出席委員が定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付の議事日程第1号により進めることといたします。

○議長（藤原重信君） 日程第1、会期の決定を行います。お諮りいたします。本総会の会期は本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日間と決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に日程第2、書記及び議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は農業委員からの指名となりますが、書記及び議事録署名委員を議長から指名してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(藤原重信君) ご異議なしと認めます。それでは議長から指名いたします。書記には事務局の菅野由夏主事、議事録署名委員には1番細谷知成農業委員、4番金野たか子農業委員を指名いたします。

○議長(藤原重信君) 次に日程第3、議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についてを議題といたします。

初めに議案第1号1番について審議をいたしますが、この案件は大船渡地区大船渡地域佐藤幾子推進委員が関係することから、佐藤幾子推進委員は退室をお願いいたします。

(佐藤幾子推進委員退室)

○議長(藤原重信君) それでは事務局から議案第1号1番についての朗読と説明をお願いします。

○局長補佐(佐々木浩久君) それでは説明させていただきます。地図の1ページをあわせてご覧ください。番号1番、登記地目、現況地目ともに畑、面積は352㎡。権利区分は売買。使用目的といたしましては商業サービスでの利用で、車両販売のための建物と車両整備の作業場を整備する予定としております。ここで地図の方をちょっと確認いただきたいんですけども、地図1ページの網かけのある部分、こちらが当該地ですけども、この土地の道路との間、右斜め上に少し細長いスペースがございます。こちらが隣接地になりまして、申請者は今回の申請の土地とこの隣接地とあわせて取得し、こちらの施設を整備する予定というふうに伺っております。当該土地は市街地及び三陸自動車道のインターチェンジに隣接する土地であるため第3種農地に該当し、土地購入と施設整備に要する資金に関しては銀行からの預金残高に関する証明書により確認しており、立地基準及び一般基準を満たしております。以上です。よろしく願いいたします。

○議長(藤原重信君) 次に担当地区の推進委員から申請地の現況について説明をお願いしますが、今回は議案第1号1番については代理で4番金野たか子農業委員から説明をお願いいたします。

○4番(金野たか子君) 4番金野です。では、この案件について代読させていただきます。推進委員の村上です。議案第1号農地法第5条の規定による許可申請についての番号1番について、調査の結果をご報告します。9月22日午後2時、譲受人と面談し、申請地現場で申請地を取得するに至った経緯についてお伺いしてまいりました。現況は盛土により小高くなっており、草が生い茂っております。取得事由は資料の転用理由に掲載のとおりで、将来を見据えた事業拡張に伴うものです。申請地は、東西と北側は道路に囲まれており、東側は国道45号線、西側、北側は市道になっております。南側は譲受人が経営する店舗で、周りには農地がなく、農地に及ぼす影響はないものと思われれます。余談になりますが、転用理由に掲載されている隣接する土地は、申請地と道路に挟まれた細長い土地で、地目は雑種地、この土地も譲渡人の所有で、一緒に取得し、あわせて活用の予定のよ

うです。以上で調査報告といたします。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（藤原重信君） それでは議案第1号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。はい、5番古内委員。

○5番（古内嘉博君） 5番古内です。申請地は分かりますが、隣接地について、なぜ今回は申請しなかったんでしょうか。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） 隣接地は登記地目、それから現況につきましても駐車場に利用されているということで、雑種地になっております。それで、こちらの土地につきましても、大船渡市で農地として管理していないということになりますので、農業委員会の議案には載らずに取得できるものということで、議案の理由では触れてはおりますけれども、審査の対象地ではないということでございます。

○5番（古内嘉博君） 重ねて現況は畑なんでしょう。それが雑種地ということになっているんでしょう。現況は畑でしょう。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） はい。申請地は畑になっております。隣接地、申請地と道路との間のところに、車1台が止まれるくらいのスペースがありまして、そこが駐車場スペース的に使われております。

○5番（古内嘉博君） 元々は畑なんでしょう。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） ここはですね、登記地目も既に雑種地になっております。雑種地だと市の農地台帳には掲載されていませんので、この場での審査の対象地からは外れているということでございます。

○5番（古内嘉博君） 分かりました。

○議長（藤原重信君） よろしいでしょうか。他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号1番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号1番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

ここで佐藤幾子推進委員の着席をお願いします。

（ 佐藤幾子推進委員入室 ）

○議長（藤原重信君） 佐藤幾子推進委員に報告します。議案第1号1番について許可と決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に事務局から議案第1号2番から4番についての朗読と説明をお願いします。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） それでは番号2番、地図は2ページをあわせてご覧い

ただきたいと思います。登記地目、現況地目ともに畑、面積は 484 m²。権利区分は売買。転用目的は一般個人住宅の建設で、理由としては、現在、親世帯と同居しているところ、当該地を購入して居宅を建設したいということであります。当該土地は都市計画において第 1 種住居地域に指定されているため第 3 種農地に該当し、また、事業の確実性については金融機関からの融資予約通知書により確認していることから、立地基準及び一般基準を満たしております。次に番号 3 番、地図は 3 ページをご覧ください。登記地目、現況地目ともに田、面積は 333 m²。権利区分は売買。使用目的は一般個人住宅で、理由としては現在借家住まいにつき、当該地を購入して自宅を建築したいということであります。当該土地は第 2 種農地であります。他に適当な建設用地がなく、また、事業の確実性については金融機関からの融資予約通知書により確認していることから、一般基準を満たしております。なお、申請地は最近分筆された土地であります。分筆元である地番は、平成 27 年に土地の賃貸借契約に対して 5 条申請があり、20 年以上の賃貸借ということで永年の転用として許可をしておりました。現所有者が令和 3 年に相続登記により当該土地を取得し、農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による所有権移転の届出を提出した際、届出書には分筆元となった土地、申請地の元になった地番を田として、農地である田として記載になったところがございますが、事務局の方で永久転用許可がされているとして受理通知書から除外していたところであります。しかし、実際には賃貸借は平成 27 年の許可から 2 年程度で終了しており、以後は草刈り管理などを行なっていたため、再度農地を農地台帳に登録することが適当な状況となっていたということが明らかになりましたので、今回改めて農地とみなし、申請受理となったものであります。続いて、議案書の 3 ページをお開きください。番号 4 番、地図は 4 ページになります。登記地目、現況地目ともに畑、面積は 1,647 m²。権利区分は賃貸借。使用目的は学校の校舎改築工事の関係者の車両駐車場として利用するためとしております。なお、当該土地は都市計画において第一種低層住居指定地域に指定されているため第 3 種農地に該当し、事業の完了後は現状復旧の上、持ち主に返還することを契約書に明記するものとして伺っております。以上でございます。

○議長（藤原重信君） 次に担当地区の農業委員並びに推進委員から申請地の現況について説明をお願いします。議案第 1 号 2 番について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区赤崎地域（浅野幸喜君） 推進委員の浅野です。番号 2 番について報告をします。調査は 9 月 23 日、譲渡人及び譲受人からの聞き取りと現地の確認を行いました。現地の状況は、譲渡人の親が 40 年ほど前に亡くなってからは耕作はされていないとのことで、草刈り管理された休耕畑となっております。次に、申請に至った経緯になりますが、譲受人は現在、子供の外、親世代と同居していますが、この度、居宅を新築するにあたり当該地を購入することにしたとのことです。なお、駐車場は家族分のスペースの外、来客用スペースとして、また、倉庫 2 棟については物置として活用したいとのことでした。周辺への

影響ですが、生活排水は下水を利用することですし、東側は市道、北側と南側は住宅、西側は申請地側が高くなっている高低差7mから8m程度の崖になっており、また、周辺には農地もありませんので、特に問題ないものと思われます。以上でございます。

○議長（藤原重信君） それでは議案第1号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号2番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第1号2番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第1号3番については代理で1番細谷知成農業委員から説明をお願いします。

○1番（細谷知成君） 1番細谷です。議案第1号の3番につきまして、今野委員より調査結果を預かっておりますので、代理で報告いたします。現地は、宅地化が進んだところになります。農地は、現地の南側にあるだけです。休耕畑で草刈り管理がされています。26日の夜7時過ぎに譲受人に電話で話を聞きました。今はアパート住まいですが、結婚したので自宅を新築したいと思い、業者さんに相談をして土地を探してもらったということでした。27日の午前11時40分過ぎに譲渡人から電話で話を聞きました。農地を持っていても管理できないし、多分使うこともないと思うので売ることにしたと言っていました。以上、報告を終わります。

○議長（藤原重信君） それでは議案第1号3番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号3番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第1号3番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第1号4番について大船渡地区立根地域金典夫推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区立根地域推進委員（金典夫君） 推進委員の金です。議案第1号4番につきまして、現地調査及び聞き取り調査を行いましたので、報告をいたします。地図の4ページです。申請地は、先月の一時転用の議案がありました学校の校舎の前になります。北側は学校の校舎、東側は学校の法面、南側は住宅地、西側は先月、事務所、資材置場等に

時転用した土地の地続きになっております。現況は盛土された畑であります。貸人から9月26日午後、聞き取りをしておりますし、また、借人からも9月26日に聞き取りをしております。転用目的、転用理由のとおり、学校工事関係者の露天駐車場として令和5年3月31日までの一時転用です。周辺農地への影響は、南側に若干の農地がありますが、側溝、水路等も整備されておりますし、一時転用なので影響はないと判断をいたしました。以上で報告を終わります。

○議長（藤原重信君） それでは議案第1号4番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第1号4番について本委員会において許可と決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） 挙手全員であります。

よって、議案第1号4番は本委員会において許可とすることに決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に日程第4、議案第2号農地法の適用外であることの証明願いについてを議題といたします。事務局から議案の朗読と説明をお願いいたします。

○事務局長補佐（佐々木浩久君） それでは議案書4ページをお開きください。議案第2号農地法の適用外であることの証明願を受理したので、本委員会の会議に附し可否を決定するものです。

番号1番、地図は5ページをご覧ください。なお、地図上に申請地を指し示す矢印があり、適用外証明願の番号と地番を記載しておりますが、これは字名が抜けておりました。お詫びして訂正いたします。登記地目は畑、現況地目は宅地、面積は50㎡。非農地の事由は、昭和60年当時、隣接する土地、地図でいいますと上といいますか、北側になるんですけども、ここに空き地がございますけれども、ここに前居宅が建っていたところになります。隣接する土地及び申請地を借りていた借地人が物置を建設して以来、宅地の一部として利用し、借地人の家屋は取り壊されましたけれども、物置のみが残っていて、長年宅地として利用されていたため、登記地目も農地ではないと考えていたとしております。なお、当該地は第2種農地に該当し、農地の管理不徹底と農地以外の土地として利用していたことに関して所有者から始末書が提出されております。次に番号2番、地図は6ページをご覧ください。登記地目は畑、現況地目は雑種地、面積は34㎡。非農地の事由としては、当該地を隣接する畑や山林への出入りするための通路として、その隣接する山林の西側に存する通路と一体化して利用しており、現在に至ったとしております。地図の6ページの方をちょっとご覧いただきたいんですけども、申請地を示すちょっと細かい印のところ、道路の向かいの大きく大字が書いてあるところ、これが隣接する山林になります。それから、四角の適用外証明願の番号と地番が書いてある下側、この南側になりますけれども、

これが隣接する畑になっております。この山林、畑に行く間に通路が必要ということで、隣接する山林の西端を通路として使用していたと。申請地についても通路として利用していたというようなことをごさいます。なお、当該土地は農振農用地となっておりますが、申請地の西側、左側になりますけれども、西隣の地番から申請地が最近、分筆した土地となっております。分筆元である地番は現在も農地として使用しておりますけれども、申請地、分筆した部分は樹木が生えている。それから、道路として使用しているというようなところをごさいます。今回西隣の農地を分筆した分について、適用外の証明願を提出するというところのごさいます。農地の管理不徹底と農地以外の用途に使用していたことについては、所有者から始末書が提出されております。以上でございます。

○議長（藤原重信君） 次に担当地区の推進委員から当該地の現況について説明をお願いします。議案第2号1番について大船渡地区赤崎地域浅野幸喜推進委員から説明をお願いします。

○大船渡地区赤崎地域推進委員（浅野幸喜君） 推進委員の浅野です。番号1番について報告をします。調査は9月22日、所有者からの聞き取りと現地の確認を行いました。現地の状況ですが、申請地50㎡のところ、20㎡ほどの建物があり、残りのスペースは草刈り管理された雑草地となっていました。申請に至った経緯ですが、昭和60年当時に所有者の親が申請地に隣接する親戚関係でもある居住者から当該地を借りて物置を建てたいとの依頼があり、耕作もしていなかったこともあって、これを了承し、以来、今日に至っているとのことでした。最近になって、申請地付近において下水道工事に伴う測量があり、その際、測量業者から農地に建物があるとの連絡があり、この機会に適切な手続きをしておいた方がよいとのアドバイスもあったことから、この度の申請に至ったとのことでした。なお、申請地の周辺には住宅が建っており、また、農地もないことから、農地法の適用外になることによって与える影響は特にないものと思われまいます。以上でございます。

○議長（藤原重信君） それでは議案第2号1番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号1番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（藤原重信君） ありがとうございます。挙手全員であります。

よって、議案第2号1番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 次に議案第2号2番について三陸町地区綾里地域畑中圭吾推進委員から説明をお願いします。

○三陸町地区綾里地域推進委員（畑中圭吾君） 推進委員の畑中です。議案第2号2番に

ついて報告をいたします。現地の状況といたしましては、休耕地または農作業道路の一部となっております。9月25日午前、申請者を訪問し、現地確認と聞き取り調査をいたしました。それによりますと、地図でいうところの右側に文字の入っている場所ですが、私所有の土地の売却に伴って当該地を道路に利用したい旨の申請であります。登記簿上は農地と記載されておりますが、狭いということで、現在も農道として利用しているとのことですが、今回の適用外申請は何ら問題がないものと見てまいりました。以上、報告を終わります。

○議長（藤原重信君） それでは議案第2号2番について質疑、意見を許しますが、何かございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（藤原重信君） 以上で質疑、意見を終わり直ちに採決いたします。議案第2号2番について本委員会において願いのとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

（ 賛成者挙手 ）

○議長（藤原重信君） 挙手全員であります。

よって、議案第2号2番について本委員会において願いのとおり決定いたしました。

○議長（藤原重信君） 以上をもちまして本総会に付議されたすべての議案審議を終了いたしました。慎重審議を賜りましてありがとうございました。

これをもちまして第24回総会を閉会いたします。

午後2時42分閉会